

第35号議案

島根県障害者介護給付費等不服審査会条例

(設置)

第1条 知事は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項の規定に基づき、島根県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 不服審査会は、法第97条第1項に規定する市町村の介護給付費等に係る処分に関する審査請求の事件のうち知事が必要と認めるものを取り扱う。

(委員の定数)

第3条 不服審査会の委員の定数は、10人とする。

2 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第15号。以下「政令」という。）第48条第3項に規定する合議体を構成する委員の定数は、5人とする。

(関係人等に対する報酬)

第4条 法第103条第2項の規定により支給する報酬の額は、審問を受け、又は調査を行う者の専門的能力及び審問又は調査に要する時間を考慮して知事が定める額とする。

(庶務)

第5条 不服審査会の庶務は、健康福祉部において行う。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、不服審査会の運営に関し必要な事項は、会長が不服審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる不服審査会は、政令第47条第1項の

規定にかかわらず、知事が招集するものとする。